

答申第 780 号

諮問第 1344 号

件名：自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、何らその確認もすることなく権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職が分かる情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 26 年 9 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、警察本部長が同年 10 月 8 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人には、本件開示請求情報について「知る権利」があるので、包み隠さず、速やかに請求する情報の開示を求める。

本件開示情報について、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りであることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、訂正しなかった責任者氏名及びその役職を開示することは、愛知県情報公開条例第 10 条に該当しないし、そもそも同条例第 7 条第 2 号ハに規定する当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は、開示情報である。

イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、審査請求人に当該不開示理由説明書を送付したところ、審査請求人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 審査請求人の主張

本件開示請求情報は、訂正を求めた自己情報について吟味し、自己情報不訂正決定をした責任者の氏名及びその役職が分かる情報であり、その情報につい

て審査請求人には「知る権利」がある。

(イ) 公安委員会による不開示理由説明書について

本件自己情報訂正を求める本題は、「公訴時効」であるかないかであるが、現時点において公訴時効は成立していない。その詳細については添付書面として提出する。

不開示理由説明書の大部分については愛知県情報公開条例の羅列であり、「公訴時効」であることを十分に調査しているかのように述べているが、本題である「公訴時効」の有無については全く調べないまたは触れないまま、「何らその確認もすることなく職権乱用により」と一方的に申し立てながら、申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害した責任者の氏名及びその役職が分かる情報」の開示を求めている。」と締めくくっている。

(ウ) 結論

事実と異なる自己情報の訂正することもせず、その不訂正決定を行った責任者の氏名・役職についての情報も開示しない。市民のための情報公開条例を完全に無視した対応であるので、適切な開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を不開示としたというものである。

(1) 条例の趣旨

ア 条例第 5 条において、行政文書の開示における開示請求者については、「何人も」とされている。

開示請求権は何人に対しても等しく認められる権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示・不開示の判断が左右されるものではなく、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「保護条例」という。）に規定されているような本人であることを示す書類等の提出も条例上義務付けられてはいない。

イ 開示請求に対しては、あくまでも条例第 7 条に基づいて判断されるものであり、その開示請求の対象となる行政文書に開示請求者の個人情報が含まれているか否かは判断基準ではなく、仮に開示請求者の個人情報が含まれていたとしてもそれにより開示する判断が異なるものではない。

ウ 開示請求権が何人に対しても等しく認められる一方、条例第 3 条においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないことが明記され、更に、条例第 7 条第 2 号において、特定の個人が識別され得る情報等を原則として開示しないものとしている。

エ また、条例第 10 条では、行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、個人情報その他の不開示情報を開示することとなるときには、当該行政文書の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨規定している。

(2) 本件対象文書について

ア 審査請求人（以下「請求人」という。）は、特定の個人が、保護条例上の実施機関である警察本部長（以下「保護条例実施機関」という。）に求めた個人情報の内容訂正について、「事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「何らその確認もすることなく職権乱用により」と一方的に申し立てながら、申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報」の開示を求めている。

イ 保護条例第 32 条において、保護条例実施機関は、訂正の請求に対しては、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定をし、請求者に通知しなければならないことを定めており、自己情報不訂正決定に係る通知書を請求者に発出する場合は、保護条例実施機関において決裁行為が行われる。

ウ 警察本部長は、関係法令を適正に適用して決裁を行うから、「事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「何らその確認もすることなく職権乱用により」申立人の訂正申立てをする権利を「不当に侵害」するはずがなく、その行為に係る「責任者の氏名及びその役職が分かる情報」が記載された文書が作成されることは考えられない。

(3) 本件対象文書の性質

本件対象文書の存在不存在以前の問題として、本件開示請求書には、「愛知県警察本部による平成○年○月○日付け○発第○号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申立てをする権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報」という、特徴のある記載がなされている上に、開示を求めている特定の訂正請求の処理に関する情報が詳細に記載されている。

これらの記載は、当事者以外の者には知り得ない情報であるため、本件開示請求は、請求人又は請求人の関係者が当事者となっている行為に関する情報の開示を求めているものと解するほかはないから、仮に本件対象文書が存在しても、請求人又は請求人の関係者という特定の個人の情報を含んだ文書となることに変わりはない。

(4) 不開示情報該当性

特定の個人の情報を含んだ文書となる本件対象文書のありなしを回答することは、「愛知県警察本部による平成○年○月○日付け○発第○号自己情報不訂正決定」に係る「申立人」という特定の個人に対して、「愛知県警察本部による平成○年○月○日付け○発第○号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず」、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、「何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申立てをする権利を不当に侵害した」事実の有無を回答することとなる。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、何人に対しても開示請求権を

認めている情報公開制度において、特定の個人に関する情報を開示することとなる。

この個人に関する情報は、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報であり、同号ただし書イ及びロのいずれにも該当しない不開示情報である。

さらにこの情報は、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない」として「自己情報不訂正決定」された「申立人」という者に関する情報であり、訂正請求者にとって不利益となる行政処分に関する詳細な情報であることから、特定の個人を識別できる可能性の高い情報であることに加えて、みだりに公にすることにより、該当する個人の人格を侵害する可能性を有する類いの情報である。

(5) 条例第10条該当性

特定の個人を対象とした自己情報の訂正、不訂正の決定に係る行政文書の開示請求に対しては、文書の存在のありなしを回答することで、特定の個人に関する情報の有無を答えることと同じ結果を招くことになり、不開示とすべき条例第7条第2号に規定する個人情報を開示することとなるため、条例第10条に基づき本件開示請求を不開示決定（存否応答拒否）したものである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、警察本部長による特定の自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により当該自己情報不訂正決定を受けた自己情報訂正請求者の訂正請求をする権利を不当に侵害した責任者の氏名及び役職が分かる情報が記載された文書であると解される。

(2) 存否応答拒否について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。なお、条例第7条は、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として規定している。

この考え方にに基づき、存否応答拒否の適否について以下検討する。

イ 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することは

できないが、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

ウ 本件開示請求は、特定の日付及び文書番号により発出された自己情報不訂正決定通知書を指定するとともに、当該自己情報訂正請求の内容に触れているなど、特定の個人が特定の内容に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという前提のもとになされたものであると認められる。よって、本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは、特定の個人が特定の内容に関し自己情報訂正請求をし、その請求に対し不訂正決定を受けたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、本件存否情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことについての適否に関しては、前記(2)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県警察本部による平成〇年〇月〇日付け〇発第〇号自己情報不訂正決定として、事実と異なる個人情報に対して、刑法上公訴時効ではなく誤りがあることが明らかであるにもかかわらず、「訂正を求める部分には事実の誤りがあるとは確認できない。」として、何らその確認もすることなく職権乱用により申立人の訂正申してをする権利を不当に侵害した責任者の氏名及びその役職がわかる情報

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 2. 2	諮問
27. 3. 30	実施機関から不開示理由説明書を受理
27. 3. 31	審査請求人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 12. 2 (第 475 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 1. 20 (第 478 回 審査会)	審議
28. 2. 25 (第 482 回 審査会)	審議
28. 5. 13	答申